

平成 30 年 7 月 19 日

「平成 30 年 7 月豪雨」への対応について

一般社団法人全国銀行協会

この度の「平成 30 年 7 月豪雨」においては、西日本を中心に広域にわたり甚大な被害が発生し、国を挙げて被災された方々への支援が取り組まれている。

当協会においても、すでに様々な取組みを行っているところであるが、被災された方々の状況に応じて、きめ細かく弾力的、迅速な対応を行う観点から、私ども銀行界は、下記の事項について真摯に対応することを申し合わせる。

記

1. 平成 30 年 7 月 6 日以降、各地の財務局長・財務事務所長および日本銀行支店長から発出された「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」および「平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請を踏まえた対応を徹底すること。
2. 平成 30 年 7 月 9 日以降、全国銀行個人信用情報センターから要請したとおり、個人信用情報の取扱いについて、被災地域のお客さまが不利益を被ることがないように十分留意すること。
3. 平成 30 年 7 月 13 日付、金融庁総務企画局長および監督局長から発出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について」の要請を踏まえた対応を徹底すること。
4. 平成 30 年 7 月 13 日付、当協会から会員銀行に対して要請した「平成 30 年 7 月豪雨に係る義援金口座宛の振込手数料について」にもとづき、対象となる義援金口座への銀行窓口でのお振込の依頼があった場合、振込手数料を無料扱いとすること。
5. 平成 30 年 7 月 16 日付、金融庁監督局長から発出された「平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等について」の要請を踏まえた対応を徹底すること。

6. 「平成 30 年 7 月豪雨」に関しては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用されており、当ガイドラインの周知、徹底を行うこと。また、お客さまから災害に伴う債務のご相談があった場合には、「災害救助法適用市町村」との関係にかかわらず、当ガイドラインの趣旨を踏まえ、お客さまの事情に応じた丁寧な対応をすること。

以 上